

平成22年5月14日
西中国信用金庫

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1 金融円滑化のための基本方針

- (1) お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規ご融資や貸付条件の変更等を行うことを確保します。
- (2) お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うことを確保します。
- (3) ご融資の契約およびこれに伴う担保・保証契約に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うことを確保します。
- (4) お客様からのお取引に係るお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情への対応を適切に実施することを確保します。
- (5) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「中小企業金融円滑化法」という。）に規定する必要な措置を確保します。
- (6) その他信用供与に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることを確保します。

2 金融円滑化管理方針に則った管理体制

当金庫は、金融円滑化管理に関する方針を理事会で定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、「金融円滑化管理責任者」を選任するほか、金融円滑化委員会を設置しました。また、理事会、委員会および金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定しました。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

(1) 金融円滑化委員会の設置

当金庫は、中小企業金融円滑化法の施行を受けて、同法の趣旨通りに運営されているかを統合的に分析・評価・検証をし、金融円滑化の整備・確立を図るための検討委員会として「金融円滑化委員会」を設置しました。委員会の委員長は、審査部担当常務理事があたり、委員会で協議された事項を、理事会・監事会・常務会に報告しております。

(2) 金融円滑化グループの設置

当金庫では、金融円滑化管理態勢を整備・確立するため、審査部内に「金融円滑化グループ」を設置しました。金融円滑化グループが、金融円滑化の推進、金融円滑化管理に関わる企画立案・統括、金融円滑化管理に関わる主務官庁その他関係機関との連絡・折衝、経営者への報告などを担当しております。

金融円滑化グループには、金融円滑化管理全般を管理する金融円滑化管理責任者を選任しております。金融円滑化管理責任者は、金融円滑化グループ所管事項の実施状況について、委員会に報告しております。

(3) 金融円滑化ご相談窓口の設置および金融円滑化相談窓口責任者の配置

上記の本部組織を設置することに加え、各営業店において金融円滑化相談窓口の設置を行い、各店支店長を金融円滑化相談窓口責任者に任命しました。本部と各営業店との連携を緊密に図るとともに、お客さまからの借入条件の変更等にかかわるご相談・お申出などに対して、迅速、的確、かつ丁寧な対応を図っております。

(4) お客さまからのお申出への迅速な対応および記録の保存

当金庫では、金融円滑化マニュアルにおいて、お客さまからの借入条件の変更等の申出に迅速に対応するために、お申出の受付から対応の完了までの管理方法を規定しております。審査部において、管理方法が適切に行われているかを検証してまいります。あわせて金融円滑化グループにより定期的に、または必要において随時、教育研修、臨店指導、現場指導（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）などを行い、職員の能力向上に取り組んでまいります。

また、監査部により実施される内部監査において、金融円滑化に係る監査を実施し、問題がある事項については、問題の内容を理事会へ報告するとともに、所管部である審査部に連絡を行い、改善を図ってまいります。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

1 お客さまからの相談苦情を適切に受け付ける体制

(1) 金融円滑化に関する相談苦情窓口（本部）

お客さまからの借入条件変更等に関する相談にあたって、各営業店等が方針を遵守していない場合や、相談・苦情等については、本部の審査部内に「お客さま相談センター」を設置し、専用のフリーダイヤルにて受け付けております。

(2) 金融円滑化相談窓口責任者（各営業店）

お客さまからの借入条件の変更等に関する相談にあたって、各営業店等が方針を遵

守していない場合や、相談・苦情等については、各営業店の「金融円滑化相談窓口責任者（支店長）」が受け付けております。

2 お客さまからの相談苦情を適切に処理する体制

お客さまから受け付けた相談・苦情等の内容は、全て記録・保存するとともに、相談・苦情等への対応状況等については、当金庫の顧客サポート体制に則り、コンプライアンス委員会を通じて理事会に報告しており、金庫全体で問題を共有し改善に努める体制としております。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1 お客さまの経営改善等に向けた支援体制の概要

- (1) 事業をされているお客様に対しては、借入条件の変更等の相談に限定せず、地域の経営環境の変化や産業構造の変化等の外部要因や事業承継など事業サイクルを要因とする経営全般のニーズの解決に向けて、幅広くお応えするよう努めています。
- (2) お客さまの外部要因や事業サイクルを要因とする経営課題がある場合、業績の改善や向上は、お客さまと当金庫の双方にとってメリットがあるという考えのもと、当金庫はその解決に向けて、お客さまと全営業店、審査部金融円滑化グループ、融資管理部経営相談グループ、関係部署が一体となって、経営状況の改善等に向けた計画の策定機会等にアドバイスやサポートを行っています。
- (3) 策定された計画の実施期間中は、進捗状況等を定期的・継続的に相互に確認していくことにより、課題を共有し、状況に応じて早期に適切なアドバイス等を行うことができるよう努めています。

2 経営改善等の支援措置の概要

- (1) お客さまに対するアドバイスやサポートは、過度に担保・保証に依存しない融資を進めるとともに、ビジネスマッチング等を通じて当金庫が蓄積してきた相談機能を活用して、お客さまのご要望に合わせて適切に行うよう努めています。
- (2) お客さまの事業再生など、お客さまと当金庫のみでは解決が困難な事案については、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携など、当金庫がこれまで蓄積してきた事業再生ノウハウを活用して、お客さまに最適な再生手法等を提案するよう努めています。

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表4まで)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3,553	11,985
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	2,482	8,112
うち、実行に係る貸付債権の額	813	6,379
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	319
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1,625	1,312
うち、取下げに係る貸付債権の額	42	100
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	1,071	3,872
うち、実行に係る貸付債権の額	306	2,859
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	42
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	725	738
うち、取下げに係る貸付債権の額	39	231

(注)

1. 別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等のお申込みを受けた日を基準に、貸付債権ごとに行っております。
2. 別表中の各欄には、法律の施行日から各期末までの累積金額および累積件数を計上しております。
3. 審査中の金額・件数については、各期末における金額・件数を計上しております。
4. 別表1、別表3および別表5に記載する金額は、各項目円単位で集計したのち、単位未満の端数は切り捨ててしております。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	213	793
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	88	307
うち、実行に係る貸付債権の数	37	246
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	5
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	46	48
うち、取下げに係る貸付債権の数	5	8
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	125	486
うち、実行に係る貸付債権の数	45	363
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	11
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	75	95
うち、取下げに係る貸付債権の数	5	17

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	975	2,586
うち、実行に係る貸付債権の額	257	2,192
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	718	348
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	45

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	33	87
うち、実行に係る貸付債権の数	11	76
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	22	10
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1

第6 法第5条に基づく措置の実施状況(別表5および別表6)

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	239	608
うち、実行に係る貸付債権の額	43	416
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	185	129
うち、取下げに係る貸付債権の額	10	63

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	18	50
うち、実行に係る貸付債権の数	3	37
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	14	10
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	3